

発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方について

(参考)「特定電気通信役務提供者」となりうる通信関係者

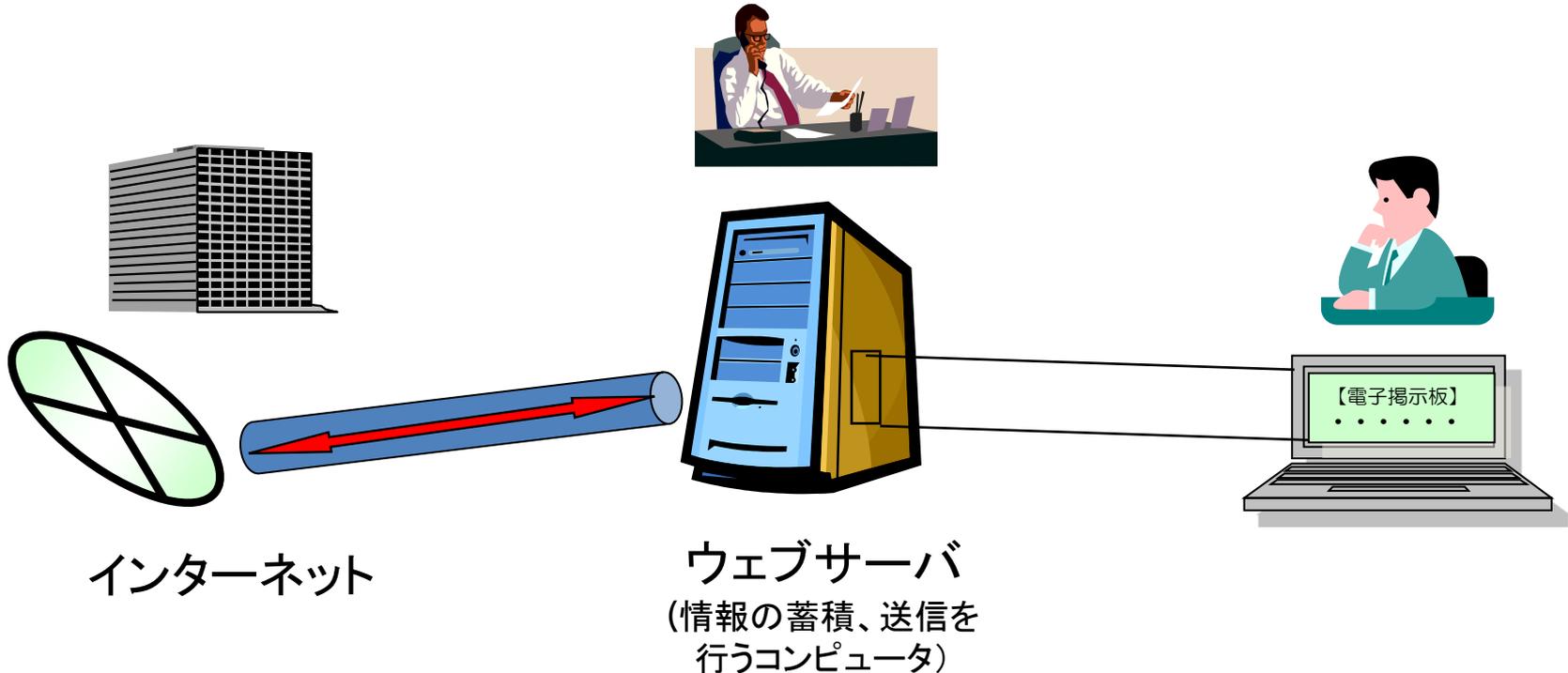
アクセスプロバイダ
(インターネットへの接続サービスを提供する者)

サーバ管理者
(ウェブサーバ全体を管理・運営する者)

電子掲示板等の管理者
(ウェブサーバのうち、特定のサイト・電子掲示板を管理運営する者)

- ・氏名又は名称
- ・住所
- ・電子メールアドレス

- ・IPアドレス
- ・タイムスタンプ



発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方について①

1. 在り方に関する現状、見解

総務省電気通信利用環境整備室ほか『逐条解説』55頁(平成14年)

「本請求権について、仮処分によってその実現を図る可能性も考えられるところである。しかしながら、本請求権を被保全債権とする仮処分は、本案の請求が満足させられたのと同様の事実上の状態を仮に実現させる、いわゆる満足的仮処分であると解されるが、この権利の性質上、いったん発信者情報の開示がなされてしまうと事後的に「元に戻す」ことはできない権利であり、発信者に与える不利益が大きいことから、仮処分の審理であっても、保全の必要性等の要件について慎重かつ厳格な判断を要するものであり、仮処分命令を得て保全の目的を達することが容易でない場合も少なくないと考えられる。仮に、発信者情報の開示を受ける前に同情報が消去されてしまうことを心配するのであれば、本請求権を本案として開示関係役務提供者が保有している発信者情報の消去を禁止する旨の仮処分決定を得ることが考えられる。」

東京地裁保全研究会『民事保全の実務【新版増補】(上)』339頁以下(平成17年)

「...経由プロバイダーを介してインターネットに接続する場合、利用者は、経由プロバイダーからその保有するIPアドレスの割当てを受け、そのIPアドレスを用いることになる。したがって、一般発信者の場合、IPアドレスからは新車の氏名や住所を割り出そうにも、特定できるのは利用された経由プロバイダーまでであり、経由プロバイダーの協力がない限り発信者の割出しは不可能である。したがって、...電子掲示板管理者に対しては、IPアドレス及びタイムスタンプの開示を認めたとしてもこれにより直ちに発信者個人が特定されるわけではない。」

「...被害者の電子掲示板管理者に対するIPアドレス及びタイムスタンプの開示を命ずる仮処分は、プロバイダー責任制限法4条1項に基づく発信者情報開示請求権を実質的に保全するために必要であり、これを認めるべきである。ただし、そのためには、保全の必要性として、被害者の電子掲示板管理者に対する発信者情報開示請求の本案判決の結果を待っていたのでは経由プロバイダーのアクセスログが削除されてしまい権利救済の道が閉ざされることになるといった事情を疎明することを要すると解すべきであろう。」

「...経由プロバイダーに対しては、発信者情報の保存のみを命ずる仮処分を発令しておけば、被害者の権利救済の道が閉ざされるということはないので、経由プロバイダーに対する仮処分は上記の限度で必要かつ十分であると解される。」

発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方について②

3. いわゆる「仮の地位を定める仮処分の本案代替化(特別訴訟化)現象」

瀬木比呂志『民事保全法 第三版』44頁以下

「...保全命令に対する社会の理解も深まり、かつてのようにそれに感情的に反応したり、理由のない反対仮処分を申し立てたり、あるいは命令それ自体に従わない、といったことも、少なくなっている。...(このような)意味での仮の地位を定める仮処分の本案代替化現象...を一定の限度で(紛争類型を限り、かつ、いくつかの前提条件が満たされることを前提として)積極的に評価したいと考える。」

「...現在進行している現象を総体としてみる限りは、仮処分の本案代替化(特別訴訟化)現象は、おおむね、一般市民の裁判に対する期待とニーズにこたえる健全な現象として、その正当性の射程を越えない形で進行しているといってよいように思われる。」

「仮処分の本案代替化(特別訴訟化)現象については、...国民の審問請求権の侵害、より実質的にいえば、フォーマティリティーを充たす裁判を受ける権利の侵害という観点からの批判がなされうるであろう。...現在のところは、...十分に実質的な攻防を行わせた上で、双方が納得できる仮処分の裁判、あるいは裁判官の心証開示を前提とする和解によって紛争を解決する方が合理的でありリスクも少ない、という考え方のほうがかなり強い、ということはいえそうに思う。ただ、この方向は絶対的なものではないから、仮処分の本案代替化(特別訴訟化)、少なくとも解釈論としてのそれについては、先の「一定の限度で」という留保を付しておく必要がある。」

「手続的保障が十分でないという批判は、特別訴訟化論に対する批判のうち最も強力なものである。...特別訴訟化論を単なる現象を越えて理論のレベルで考える限りは...、前記の批判に全面的な反駁を行うことは難しく、したがって、現に進行している特別訴訟化をより正当なものとして承認し、進行させるためには、一定の立法論的提言をすることが相当であると考えるに至った。」

発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方について③

4. 考え方(案)

発信者情報開示請求に関する仮の地位を定める仮処分(いわゆる「断行の仮処分」、「満足的仮処分」)について、裁判の実態がどのようなものか、手続の性質上、詳細は不明であるが、東京地裁においては、「掲示板管理者等」が債務者となった場合には、保全の必要性を慎重に検討した上で、IPアドレス及びタイムスタンプにつき、開示の仮処分を行っており、他方、「プロバイダ」が債務者となった場合には、発信者の氏名及び住所等を特定するに足りる通信履歴の保全を命じる仮処分を行っているように推察される。

IPアドレス及びタイムスタンプについては、発信者のプライバシー性がそれほど高くない一方、氏名及び住所については、発信者のプライバシー性が極めて高いことからすると、このように推察される限りにおいて、裁判実務は、妥当な取扱いを行っていると考えられる。

これに対し、いわゆる「仮の地位を定める仮処分の本案代替化(特別訴訟化)現象」の考え方を純粹に突き詰めていけば、(瀬木裁判官のいう「一定の限度」に含まれるか否かは不明であるが)氏名及び住所についても、当該仮処分により開示することが相当とされる場合も考えられないではない。しかし、そもそもそのような考え方自体にどれだけのコンセンサスが得られているか、不明であるし、また、仮にそのような考え方を前提としたとしても、発信者情報開示請求に関しては、当事者ではない「発信者」に関する、プライバシー性が高い情報が対象とされており、他の紛争類型とは異なり、当該手続に関与する余地が事実上考えられない類型であることからすると、当該仮処分において発信者の氏名及び住所の開示を命ずる仮処分を行うことには、その保全の必要性において、他の類型以上に、極めて慎重に検討する必要があるのみならず、基本的には、開示することが認められないと考えることが相当と思われる。

なお、発信者の手続的保障については、本案訴訟においても発信者が関与することが事実上考えられないことからすると、当該仮処分においても、発信者の手続的保障が及んでいないことが、氏名及び住所の開示命令につき消極的な取扱いをする理由にはならないとも考えられる。

しかし、本案訴訟においては、公開主義の原則などが保障されており、これらが発信者の手続的保障を代替する制度とまではいえないが、裁判所の公平な審理は確保されており、本案訴訟とは異なる民事保全の手続において、本案訴訟における発信者の手続的保障の不存在を理由に、発信者の氏名及び住所を開示する命令を発出することとは、自ずと異なるものといわざるを得ないと考えるのが相当である。